

北京市人民代表大会常务委员会公告

第8号

《北京市控制吸烟条例》已由北京市第十四届人民代表大会常务委员会第十五次会议于2014年11月28日通过，现予公布，自2015年6月1日起施行。

北京市第十四届人民代表大会常务委员会

2014年11月28日

北京市控制吸烟条例

第一条 为了减少吸烟造成的危害，维护公众健康权益，创造良好公共环境，提高城市文明水平，根据有关法律、行政法规，结合北京市实际情况，制定本条例。

第二条 本条例适用于北京市行政区域内控制吸烟工作。

对吸烟可能危害公共安全的，按照相关法律法规执行。

第三条 北京市控制吸烟工作坚持政府与社会共同治理、管理与自律相结合，实行政府管理、单位负责、个人守法、社会监督的原则。

第四条 市和区、县人民政府加强对控制吸烟工作的领导，将控制吸烟工作纳入国民经济和社会发展规划，保障控制吸烟工作的财政投入，推进控制吸烟工作体系建设。

第五条 北京市各级爱国卫生运动委员会在本级人民政府领导下，负责组织、协调、指导相关行政部门的控制吸烟工作，组织社会组织和个人开展社会监督，开展控制吸烟工作的宣传教育培训，监测、评估单位的控制吸烟工作并定期向社会公布，对在控制吸烟工作中作出突出贡献的单位和个人给予表彰、奖励。

北京市人民代表大会常务委员会公告

第8号

『北京市喫煙コントロール条例』は、北京市第14期人民代表大会常务委员会第15回会議において2014年11月28日に採択されたため、ここに公布し、2015年6月1日から施行する。

北京市第14期人民代表大会常务委员会

2014年11月28日

北京市喫煙コントロール条例

第1条 喫煙による危害を減少させ、公衆の健康権益を維持・保護し、公共場所の良好な環境を創造し、都市文明のレベルを引き上げるため、関係する法律及び行政法規に基づき、当市の実情を考慮し、本条例を制定する。

第2条 本条例は、当市の行政区域における喫煙コントロール業務に適用する。

喫煙が公共の安全に危害をもたらす可能性がある場合には、関連する法律・法規に従い執行する。

第3条 当市による喫煙コントロール業務は、政府と社会による共同整備、管理と自律の組合せを堅持し、政府による管理、職場による責任、個人による法律遵守、社会による監督という原則を実行する。

第4条 市及び区、県の人民政府は、喫煙コントロール業務への指導を強化し、喫煙コントロール業務を国民経済及び社会発展計画に組み入れ、喫煙コントロール業務への財政投入を保障し、喫煙コントロール業務の体系の確立を推進する。

第5条 当市各級の愛国衛生運動委员会は、当該級の人民政府による指導の下、関連する行政機関による喫煙コントロール業務を組織し、協調し、及び指導し、社会組織及び個人による社会的監督の展開を組織し、喫煙コントロール業務の宣伝教育養成・訓練を展開し、職場による喫煙コントロール業務をモニタリングし、及び評価し、かつ、定期的に社会に公

布し、喫煙コントロール業務において突出した貢献をする職場及び個人に表彰及び報奨を与えることにつき責任を負う。

第六条 市和区、县卫生计生行政部门是控制吸烟工作的主管部门，负责组织制定控制吸烟的政策、措施，开展控制吸烟的卫生监督管理，受理违法吸烟的举报投诉，依法查处违法行为，并定期向社会公示查处情况。

教育、文化、体育、旅游、交通、工商、公安、园林绿化、食品药品监督、市政市容、城市管理综合执法、烟草专卖等相关行政部门按照各自职责，对本行业或者领域内的控制吸烟工作进行监督管理，制定管理制度，开展宣传培训，组织监督检查。

第七条 乡镇人民政府和街道办事处按照属地管理原则，做好本辖区内的控制吸烟工作。

第八条 北京市将控制吸烟工作纳入全市群众性精神文明创建活动。

广播、电视、报纸、网络等新闻媒体应当开展控制吸烟的公益宣传，加强舆论监督。

第九条 公共场所、工作场所的室内区域以及公共交通工具内禁止吸烟。

第十条 下列公共场所、工作场所的室外区域禁止吸烟：

- (一) 幼儿园、中小学校、少年宫、儿童福利机构等以未成年人为主要活动人群的场所；
- (二) 对社会开放的文物保护单位；
- (三) 体育场、健身场的比赛区和坐席区；

第6条 市及び区、県の衛生計画出産行政機関は、喫煙コントロール業務の所管機関であり、喫煙コントロールにかかる政策及び措置を制定し、喫煙コントロールにかかる衛生監督・管理を展開し、違法喫煙にかかる通報及び苦情申立てを受理し、法により違法行為を調査し、かつ、定期的に社会に対し調査状況を公示することにつき責任を負う。

教育、文化、体育、旅行、交通、工商、公安、園林緑化、食品・薬品監督・管理、市政・市の景観、都市管理総合法律執行及びタバコ専売等の関連する行政機関は、各自の職責に従い、当該業種又は分野の喫煙コントロール業務につき監督・管理をし、管理制度を制定し、宣伝養成・訓練を展開し、監督・検査を組織する。

第7条 郷鎮人民政府及び街道弁事処は、属地管理の原則に従い、当該管轄区の喫煙コントロール業務を適切に行う。

第8条 当市は、喫煙コントロール業務を全市大衆性精神文明創建活動に組み入れる。

ラジオ、テレビ、新聞及びインターネット等のニュース・メディアは、喫煙コントロールにかかる公益宣伝活動を展開し、世論による監督を強化しなければならない。

第9条 公共場所及び業務場所の屋内及び公共交通機関内における喫煙は、これを禁止する。

第10条 次に掲げる公共場所及び業務場所の屋外における喫煙を禁止する。

- (1) 幼稚園、小中学校、少年宮及び児童福利機構等の未成年者を主たる活動者とする場所
- (2) 社会に公開されている文化財保護機関
- (3) 競技場（体育館）及びフィットネス施設の試合エ

(四) 妇幼保健机构、儿童医院。

市人民政府可以根据举办大型活动的需要，临时划定禁止吸烟的室外区域。

第十一条 除本条例第十条规定以外的其他公共场所、工作场所的室外区域，可以划定吸烟区。

吸烟区的划定应当遵守下列规定：

(一) 设置明显的指示标志和吸烟有害健康的警示标识；

(二) 远离人员密集区域和行人必经的主要通道；

(三) 符合消防安全要求。

第十二条 国家机关、企事业单位、社会团体和其他社会组织应当将控制吸烟工作纳入本单位日常管理，依法划定禁止吸烟区域，制止违法吸烟和文明吸烟行为；其法定代表人或者主要负责人负责本单位的控制吸烟工作。

鼓励国家机关、企事业单位、社会团体和其他社会组织自行实施全面禁烟。

第十三条 禁止吸烟场所的经营者、管理者负有下列责任：

(一) 建立禁止吸烟管理制度，做好宣传教育工作；

(二) 在禁止吸烟场所设置明显的禁止吸烟标志和举报投诉电话号码标识；

(三) 不得在禁止吸烟场所提供烟具和附有烟草广告的物品；

(四) 开展禁止吸烟检查工作，制作并留存相关记录；

(五) 对在禁止吸烟场所内的吸烟者予以劝阻，对不听劝阻的要求其离开；对不听劝阻且不离开，向卫生计生行政部门投诉举报。

リア及び観客席

(4) 婦女・幼児保健機構及び児童病院

市の人民政府は、大型のキャンペーンをする必要に応じ、臨時で喫煙を禁止する屋外区域を確定することができる。

第 11 条 本条例第 10 条以外のその他の公共場所及び業務場所の屋外区域について、喫煙区として確定することができる。

喫煙区を確定する際には、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

(1) 明確な指示標示及び喫煙が健康を害する旨の警告標識を設置する。

(2) 人が密集する区域及び通行人が必ず通る主要な通路から遠ざける。

(3) 消防安全にかかる要求に適合する。

第 12 条 国家機関、企業・事業者、社会团体その他の社会組織は、喫煙コントロール業務を当該組織による日常的管理に組み入れ、法により喫煙禁止区域を確定し、違法な喫煙及びマナー違反の喫煙行為を制止しなければならない。その法定代表者又は主たる責任者は、当該組織の喫煙コントロール業務につき責任を負う。

国家機関、企業・事業者、社会团体その他の社会組織が自主的に全面的禁煙を実施するよう奨励する。

第 13 条 喫煙禁止場所の経営者及び管理者は次に掲げる責任を負う。

(1) 喫煙禁止管理制度を確立し、宣伝教育業務を適切に行う。

(2) 喫煙禁止場所に明確な喫煙禁止の標識及び通報・苦情申立て電話番号の標識を設置する。

(3) 喫煙禁止場所において喫煙器具及びタバコ広告の記載がある物品を提供してはならない。

(4) 喫煙禁止検査業務を展開し、関連する記録を作成し、及び保管する。

(5) 喫煙禁止場所において喫煙する者を説得し、従わない者にはその場を離れるよう要求する。従わず、その場を離れない者については、衛生計画出産行政

機関に苦情申立て・通報をする。

禁止吸烟场所的经营者、管理者可以利用烟雾报警、浓度监测、视频图像采集等技术手段监控吸烟行为，加强对禁止吸烟场所的管理。

喫煙禁止場所の経営者及び管理者は、煙霧警報、濃度モニタリング及び動画・画像収集等の技術・手段を利用して喫煙行為を監督・コントロールし、喫煙禁止場所への管理を強化することができる。

第十四条 个人应当遵守法律法规的规定，不得在禁止吸烟场所和排队等候队伍中吸烟；在非禁止吸烟场所吸烟的，应当合理避让不吸烟者，不乱弹烟灰，不乱扔烟头。

第14条 個人は、法律・法規の規定を遵守しなければならない。喫煙禁止場所及び行列に並ぶ際に喫煙をしてはならない。非喫煙禁止場所において喫煙する場合には、合理的に非喫煙者を避けて譲り、みだりにタバコの灰を捨てず、みだりに吸殻を捨てない。

第十五条 个人在禁止吸烟场所内发现吸烟行为的，可以行使下列权利：

第15条 個人が喫煙禁止場所での喫煙行為を発見した場合、次の権利を行使することができる。

- (一) 劝阻吸烟者停止吸烟；
- (二) 要求该场所的经营者、管理者劝阻吸烟者停止吸烟；
- (三) 向卫生计生行政部门投诉举报。

- (1) 喫煙者へ喫煙の停止を説得すること
- (2) 当該場所の経営者、管理者に喫煙者への喫煙停止の説得を要求すること
- (3) 衛生計画出産行政機関へ通報すること

第十六条 市卫生计生行政部门应当公布吸烟违法行为投诉举报电话；对投诉举报的违法行为，市或者区、县卫生计生行政部门应当及时处理，建立投诉举报及处理情况登记。

第16条 市衛生計画出産行政機関は、喫煙違法行為に関する苦情申立て・通報電話番号を公布しなければならない。苦情申立て・通報された違法行為に対し、市又は区、県の衛生計画出産行政機関は、適時に処理し、苦情申立て・通報及び処理状況記録を確立しなければならない。

第十七条 北京市提倡减少和戒除吸烟行为。市和区、县卫生计生行政部门应当组织开展对吸烟行为的干预工作，设立咨询热线，开展控制吸烟咨询服务，指导医疗卫生机构开展戒烟服务。

第17条 当市は、喫煙行為の減少及び禁煙する行為を提唱する。市及び区、県衛生計画出産行政機関は、喫煙行為への干渉業務の展開を組織し、問い合わせホットラインを確立し、喫煙コンサルティング・サービスを展開し、医療衛生機構による禁煙サービスの展開を指導しなければならない。

第十八条 全社会都应当支持控制吸烟工作。

第18条 全社会は喫煙コントロール業務を支持しなければならない。

鼓励、支持志愿者组织、其他社会组织和个人开展控制吸烟宣传教育、劝阻违法吸烟行为、监督场所的经营者和管理者开展控制吸烟工作、提供戒烟服务等活动。

ボランティア組織、その他社会団体及び個人が展開する喫煙コントロール宣伝教育を奨励、支持し、違法な喫煙行為に説得を行い、場所の経営者及び管理者が喫煙コントロール業務を展開することを監督し、禁煙サービス等の活動を提供する。

第十九条 学校应当采取措施预防学生吸烟,对学生开展吸烟有害健康的宣传教育,帮助吸烟的学生戒烟。

教师不得在中小學生面前吸烟。

第二十条 烟草制品销售者应当在销售场所的显著位置设置吸烟有害健康和向未成年人出售烟草制品的明显标识。

禁止烟草制品销售者从事下列行为:

- (一) 向未成年人出售烟草制品;
- (二) 在幼儿园、中小學校、少年宮及其周边 100 米内销售烟草制品;
- (三) 通过自动售货机或者移动通信、互联网等信息网络非法销售烟草制品。

第二十一条 禁止从事下列行为:

- (一) 利用广播、电影、电视、报纸、期刊、图书、音像制品、电子出版物、移动通信、互联网等大众传播媒介发布或者变相发布烟草广告;
- (二) 在公共场所和公共交通工具设置烟草广告;
- (三) 设置户外烟草广告;
- (四) 各种形式的烟草促销、冠名赞助活动。

第二十二条 市和区、县卫生计生行政部门依法开展控制吸烟卫生监督管理工作,有权进入相关场所并向有关单位和个人进行调查核实,有权查看相关场所的监控、监测、公共安全图像信息等证据材料。有关单位和个人应当协助配合并如实反映情况。

第 19 条 学校は、学生が喫煙することへの予防措置を講じ、学生に対して喫煙が健康に有害であるという教育宣伝活動を展開し、喫煙する学生の禁煙を幫助しなければならない。

教師は、小中学生の面前で喫煙してはならない。

第 20 条 タバコ製品の販売者は、販売場所の目立つ位置に喫煙が健康を害し、また未成年者にタバコ製品を販売しない旨の目立つ標識を設置しなければならない。

タバコ製品の販売者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。

- (1) 未成年者へのタバコ製品の販売
- (2) 幼稚園、小中学校、少年宮及びその周辺 100 メートル以内でのタバコ製品の販売
- (3) 自動販売機又はモバイル通信、インターネット等の情報ネットワークによる違法なタバコ製品の販売

第 21 条 次の行為に従事することを禁止する。

- (1) ラジオ、映画、テレビ、新聞、定期刊行物、図書、音楽・映像製品、電子出版物、モバイル通信、インターネット等の公衆の伝播メディアを利用してタバコ広告を發表する、または形を変えて發表すること
- (2) 公共の場所及び公共交通機関にタバコ広告を設置すること
- (3) 屋外にタバコ広告を設置すること
- (4) 各種形式のタバコセールスプロモーション、スポンサーイベントを行うこと

第 22 条 市及び区、県の衛生計画出産行政機関は、法により喫煙コントロール衛生監督管理業務を展開し、関連する場所に立ち入って関係する組織及び個人に対し調査・確認をする権利を有し、関連する場所の防犯カメラ、モニタリング及び公共安全画像情報等の証拠資料を閲覧する権利を有する。関係する組織及び個人は、これに協力し、かつ、状況をありのままに反映しなければならない。

第二十三条 場所の経営者、管理者違反本条例第十一条第二款规定的，按照下列规定处罚：

(一) 违反本条例第十一条第二款第一项、第二项规定的，由市或者区、县卫生计生行政部门责令限期改正。

(二) 违反本条例第十一条第二款第三项规定的，由公安机关消防机构依法查处。

第二十四条 场所的经营者、管理者违反本条例第十三条第一款规定的，按照下列规定处罚：

(一) 违反本条例第十三条第一款第一项至第四项规定的，由市或者区、县卫生计生行政部门责令限期改正；拒不改正的，处 2000 元以上 5000 元以下罚款。

(二) 违反本条例第十三条第一款第五项规定的，由市或者区、县卫生计生行政部门处 5000 元以上 1 万元以下罚款。

第二十五条 个人违反本条例第十四条规定，在禁止吸烟场所或者排队等候队伍中吸烟的，由市或者区、县卫生计生行政部门责令改正，可以处 50 元罚款；拒不改正的，处 200 元罚款。

个人违反本条例第十四条规定，乱扔烟头的，由城市管理综合执法部门按照市容环境管理的相关法规予以处罚。

第二十六条 烟草制品销售者违反本条例第二十条第一款规定的，由烟草专卖部门责令改正；拒不改正的，处 5000 元以上 1 万元以下罚款。

烟草制品销售者违反本条例第二十条第二款第一项规定的，由烟草专卖部门处 1 万元以上 3 万元以下罚款。

烟草制品销售者违反本条例第二十条第二款第二项规定的，由工商行政管理部门依照烟草专卖的相关

第 23 条 場所の経営者、管理者が本条例第 11 条第 2 項の規定に違反した場合、次の規定に基づいて処分する。

(1) 本条例第 11 条第 2 項第 1 号、第 2 号の規定に違反する場合には、市又は区、県の衛生計画出産行政機関が期間を限り是正するよう命ずる。

(2) 本条例第 11 条第 2 項第 3 号の規定に違反する場合には、公安機関消防機構が法により調査・処理する。

第 24 条 場所の経営者及び管理者が本条例第 13 条第 1 項の規定に違反する場合には、次の規定に基づいて処分する。

(1) 本条例第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定に違反する場合には、市又は区、県の衛生計画出産行政機関が期間を限り是正するよう命ずる。是正を拒否する場合には、2,000 元以上 5,000 元以下の罰金を科する。

(2) 本条例第 13 条第 1 項第 5 号の規定に違反する場合には、市又は区、県の衛生計画出産行政機関が 5,000 元以上 1 万元以下の罰金を科する。

第 25 条 個人が本条例第 14 条の規定に違反し、喫煙禁止場所又は行列等において喫煙する場合には、市又は区、県の衛生計画出産行政機関が是正するよう命じ、50 元の罰金を科することができる。是正を拒否する場合には、200 元の罰金を科す。

個人が本条例第 14 条の規定に違反し、みだりに吸殻を捨てる場合には、都市管理総合法律執行部門が景観環境管理に関連する法規に従い処分をする。

第 26 条 タバコ製品の販売者が本条例第 20 条第 1 項の規定に違反する場合には、タバコ専売機関が是正するよう命ずる。是正を拒否する場合には、5,000 元以上 1 万元以下の罰金を科す。

タバコ製品の販売者が本条例第 20 条第 2 項第 1 号の規定に違反した場合、タバコ専売機関が 1 万元以上 3 万元以下の罰金を科す。

タバコ製品の販売者が本条例第 20 条第 2 項第 2 号の規定に違反した場合、工商行政管理機関がタバコ

法律法規予以处罚。

烟草制品销售者违反本条例第二十条第二款第三项规定,通过自动售货机销售烟草制品的,由工商行政管理部门责令改正,并处2万元以上5万元以下罚款;通过信息网络非法销售烟草制品的,由工商行政管理部门责令改正,并处5万元以上20万元以下罚款。

第二十七条 违反本条例第二十一条第一项至第三项规定的,由工商行政管理部门依照广告管理的相关法律法规予以处罚。

违反本条例第二十一条第四项规定的,由工商行政管理部门责令停止违法行为,并处5万元以上10万元以下罚款。

第二十八条 在禁止吸烟场所吸烟不听劝阻,构成扰乱社会秩序或者阻碍有关部门依法执行职务等违反治安管理行为的,由公安部门依法予以处罚;构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第二十九条 政府有关部门及其工作人员不依法履行控制吸烟职责,或者滥用职权、谋取私利的,由其上级机关或者监察机关依法追究直接负责的主管人员和其他直接责任人员的行政责任;构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第三十条 本条例自2015年6月1日起施行。1995年12月21日北京市第十届人民代表大会常务委员会第二十三次会议通过的《北京市公共场所禁止吸烟的规定》同时废止。

専売に関連する法律法規により処分する。

タバコ製品の販売者が本条例第20条第2項第3号の規定に違反し、自動販売機を通じてタバコ製品を販売した場合、工商行政管理機関が是正を命じ、なお且つ2万元以上5万元以下の罰金を科す。インターネットを通じて違法にタバコ製品を販売した場合、工商行政管理機関が是正を命じ、なお且つ5万元以上20万元以下の罰金を科す。

第27条 本条例第21条第1号から第3号の規定に違反した場合、工商行政管理機関が広告管理に関連する法律法規に基づいて処分する。

本条例第21条第4号の規定に違反した場合、工商行政管理機関が違法行為を停止するよう命じ、かつ、5万元以上10万元以下の罰金を科す。

第28条 喫煙を禁止された場所で説得を聞かず、社会秩序の妨害を構成するか、関係機関による法執行職務を妨害する等治安管理違反行為を行った場合、公安機関が法により処分する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第29条 政府関係機関及びその職員が法に基づいて喫煙コントロールの職責を履行しないか、職権を乱用し、私利を謀った場合、その上級機関又は監察機関が法により直接責任を負う管理者及びその他直接の責任者の行政責任を追及する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第30条 本条例は、2015年6月1日から施行される。これに伴い1995年12月21日に北京市第10期人民代表大会常务委员会第23回会議にて可決した『北京市公共场所喫煙禁止規定』は廃止される。